令和６年第４回阿武町議会定例会 会議録

第　２　号

令和６年１２月１２日(木曜日)

開会 ９時００分 ～ 散会 １０時２６分

議事日程

開会　令和６年１２月１２日(木)　９時００分

開会の宣告

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　議案第１号　専決処分を報告し承認を求めることについて(令和６年度阿武町一般会計補正予算(第３回))

日程第３　議案第２号　阿武町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

日程第４　議案第３号　阿武町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第５　議案第４号　阿武町簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

日程第６　議案第５号　令和６年度阿武町一般会計補正予算(第４回)

日程第７　議案第６号　令和６年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第３回)

日程第８　議案第７号　令和６年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第１回)

追加日程第１　議案第８号　阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第２　議案第９号　町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第３　議案第10号　阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第４　議案第11号　阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第５　議案第12号　令和６年度阿武町一般会計補正予算(第５回)

追加日程第６　議案第13号　令和６年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第４回)

追加日程第７　議案第14号　令和６年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第２回)

追加日程第８　議案第15号　令和６年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第２回)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(８名)

議席番号

１番　米　津　高　明

２番　上　村　萌　那

３番　白　松　靖　之

４番　西　村　容　子

５番　松　田　　穣

６番　池　田　倫　拓

７番　副議長　市　原　　旭

８番　議　長　末　若　憲　二

欠席議員　なし

欠　　員　なし

説明のため出席したもの

町長	花　田　憲　彦
副町長(総務課長事務取扱)	中　野　貴　夫
教育長	網　本　徳　文
まちづくり推進課長	高　橋　仁　志
健康福祉課長	矢　次　信　夫
戸籍税務課長	水　津　繁　斉
農林水産課長	野　原　　淳
土木建築課長	近　藤　慎　治
教育委員会事務局長	藤　田　康　志
会計管理者	柴　田　奈　美
福賀支所長	工　藤　茂　篤
宇田郷支所長	小　野　智　彦

欠席参与　なし

事務局職員出席者

議会事務局長　三　浦　　貴

議会書記　平　田　祥　子

開会　９時００分

開会の宣告

〇議長(末若憲二)　全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

〇議長　議員のみなさまには、令和６年第４回阿武町議会定例会最終日のご出席、ご苦労様です。

本日の出席議員は８人全員です。これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、委員長報告、討論、採決、また追加議案の議案説明、質疑、討論、採決です。

日程第１　会議録署名議員の指名

〇議長　これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、２番、上村萌那君、３番、白松靖之君を指名します。

日程第２議案第１号から日程第６議案第５号まで

〇議長　日程第２、議案第１号から日程第５、議案第４号までの４件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案４件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長(松田　穣)　それでは、12 月 6 日に行われました行財政改革等特別委員会に付託されました議案 7 件のうち、議案第 1 号から議案第 4 号までの 4 件について、審議の内容と結果を報告いたします。

最初に、議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて(令和 6 年度阿武町一般会計補正予算(第 3 回))について、審議を行いました。

これは、本年 10 月 9 日の衆議院の解散を受け、10 月 27 日に衆議院議員選挙等を行う為の補正予算です。慎重に審議を行い、全会一致にて、原案のとおり承認すべきものと決しました。

続いて、議案第 2 号、阿武町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の審議に入りました。

これは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の改正により、課税免除対象の期限が 3 年延長されたことを受け、条例を改正するものです。こちらも慎重に審議を行い、全会一致にて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 3 号、阿武町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の審議を行いました。

これは、放課後児童健全育成事業の実施要項の改定に伴い、町条例を改正するものです。現在の利用状況や、活動内容について質疑があり、執行部より、時期によって利用人数の増減があることなど、丁寧な答弁がありました。審議の結果、全会一致にて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 4 号、阿武町簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について、審議を行いました。

これは、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の改正に伴い、水道整備管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されることと併せ、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について改正するもので、水道事業の機能強化の為に改正を行うものです。慎重に審議を行った結果、全会一致にて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第 1 号から議案第 4 号までの 4 件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長　以上で委員長の報告を終わります。

○議長　続いて、討論に入ります。討論は一括して行います。一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長　討論なしと認めます。

○議長　これより採決を行います。採決は 1 議案ごと行います。

○議長　議案第１号、専決処分を報告し承認を求めることについて(令和６年度阿武町一般会計補正予算(第３回))についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案承認です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長　全員ご異議なしと認めます。よって、議案第１号は委員長報告のとおり承認されました。

○議長　次に、議案第２号、阿武町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長　全員ご異議なしと認めます。よって、議案第２号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長　次に、議案第３号、阿武町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長　全員ご異議なしと認めます。よって、議案第３号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長　次に、議案第４号、阿武町簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長　全員ご異議なしと認めます。よって、議案第４号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第６議案第５号から日程第８議案第７号まで

○議長　日程第６、議案第５号から日程第８、議案第７号までの３件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案３件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長　それでは先ほどに続きまして、行財政改革等特別委員会に付託されました議案７件のうち、議案第５号から議案第７号までの３件について、審議の内容と結果の報告をいたします。

まず、議案第５号、令和６年度阿武町一般会計補正予算(第４回)の審議について、歳出からページをおって審議を行いました。

２款、総務費、１項、総務管理費の福賀シェアハウスの駐車場用地購入整備に関して詳細を問う質疑があり、執行部より、資料を用いて予定用地の場所や面積等について、適切な説明がありました。また、地域の方も使えるかどうかとの質疑もあり、執行部より、基本的にはシェアハウスの方を対象とするが、地域の方も集会等で使えるとの説明がありました。

３款、民生費、２項、児童福祉費の修繕費に関して、みどり保育園のガラス修理との説明があったが、破損の経緯と日常の点検を行っているかどうかについて質疑があり、執行部より、年少室の約４メートル四方の大きな合わせガラスが、強風の日に急にヒビが入り、それが一気に広がってバラバラになったような状況で、物があたって割れたわけではない。保育時間の最中であったが、合わせガラスの為、飛び散ったわけではなく、園児にケガ等の被害はなかった。保育士により日常の点検は行っているが、ガラス自体に傷があったわけではない。引き続き日常の点検等継続していくとの答弁がありました。

民生費に関しては他にも１件の質疑があり、執行部より適切な答弁がありました。

４款、衛生費、１項、保健衛生費、１目、保健衛生総務費の解体工事と移転工事の詳細について問う質疑があり、執行部より、資料を用いて詳しい説明があり、診療所予定地の中で、解体費用は、山口銀行裏にある元々社宅として使われていた建物と、隣接する家屋の解体を行う為の費用であること、また移転工事は、敷地内にある農業用倉庫を移転する為の工事費用である。土地の造成を行う際に、現状の駐車場が使えなくなる為、先行して解体工事を行い、土地造成中の代替駐車場として使えるよう計画しているとの答弁がありました。

また、保健衛生総務費の財源の地方債について、説明を求める質疑もあり、執行部より、診療施設敷地測量設計造成について、補正予算を組む際、財源に過疎債を利用することで、当初予算の一般財源を約 1,500 万円削減することができたとの答弁がありました。

衛生費に関しては、他２件の質疑があり、執行部より適切な説明がありました。

６款、農林水産業費、１項、農業費の土地区地形測量委託料について、圃場整備の予定について質疑があり、執行部より、調査業務を進め、現在計画を作

っている。来年度、農政局とのヒヤリングを経て、令和８年度の事業採択となる予定。その後、実施設計等を進めて工事に入っていくが、令和 14 年度までかかる見込みであるとの答弁がありました。

また同目、漁協阿武支店建物改修補助金の詳細について質疑があり、執行部より、昭和 54 年に建設された鉄筋コンクリート建造物で、雨漏りがひどく、これまでも補修を繰り返してきたがとまらない。近隣への移転も検討していたが、天井と壁面の防水補修工事を行い、現在の建物を継続して使うこととなったが、その工事見積もりが高額であり、漁協の予算を大幅に超えてしまい、町から補助を行うとの答弁がありました。

農林水産業費に関しては、他１件の質疑があり、執行部より適切な答弁がありました。

７款、商工費、１項、商工費の伐採工事費の場所と内容について質疑があり、執行部より写真等の資料を用いて、奈古寺東の事業用売り土地のＰＲ看板が見えづらく、また、国道沿い宇久側の立木により、見通しも悪い為、伐採を行う。国道沿いで電線も通っており、工事の際には警備員を立てる等、思ったより予算がかかることなど丁寧な説明がありました。

10 款、教育費、５項、保健体育費の部活動地域移行指導者育成補助金について、クラブの種目など詳細を問う質問があり、執行部よりまだ検討中ではあるが、既存の柔道も含めて、運動部を４つ、文化部を１つ程度で考えている。今年は下関でバレーボールの指導者講習があり、２名の参加を予定しているとの答弁がありました。

歳入に関しては、特に質疑は無く、慎重に審議を行った結果、議案第５号は、全会一致にて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第６号、令和６年度阿武町国民健康保険(事業勘定)特別会計補正予算(第３回)について、こちらも慎重に審議を行った結果、全会一致にて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に議案第７号、令和６年度阿武町国民健康保険(直診勘定)特別会計補正予算(第１回)について審議をおこないました。

１款、総務費、１項、施設管理費、１目、一般管理費の備品購入費、レセプト用パソコン一式について、新規購入なのか質疑があり、執行部より、齊藤医院を巡回診療拠点として活用するにあたり、報酬を請求する為にパソコン一式を購入する。サーバー、入力用のデスクトップを各 1 台と、レセプト用システムを購入し、サーバーは福賀診療所に設置、デスクトップは齊藤医院に設置、入力したデータはインターネット回線を介してサーバーに送られ、福賀診療所にてレセプト業務を行ない、国保連などへの診療報酬請求を行う。現在、齊藤医院にあるシステムは、あくまで齊藤医院の診療報酬を請求する為のシステムである為、新たに購入が必要となるとのわかりやすい説明がありました。

また、２款、医業費、１項、医業費、３目、医薬品衛生材料費の医薬材料費の内訳について質疑があり、執行部より、福賀診療所で使用するコロナワクチンの購入代金と、巡回診療所で使用する医薬材料の購入費用であるとの説明がありました。

歳入に関しては特に質疑は無く、慎重審議の末、全会一致にて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第５号から議案第７号までの３件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長　以上で、委員長の報告を終わります。

○議長　続いて、討論に入ります。討論は、議案第５号から議案第７号まで一括して行います。一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長　討論なしと認めます。

○議長　これより採決を行います。採決の方法は、挙手により１議案ごとお諮りします。

○議長　まず、議案第５号、令和６年度阿武町一般会計補正予算(第４回)についてお諮りします。

本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長　お下ろしください。挙手全員です。よって議案第５号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長　次に、議案第６号、令和６年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第３回)についてお諮りします。

本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長　お下ろしください。挙手全員です。よって議案第６号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長　次に、議案第７号、令和６年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第１回)についてお諮りします。

本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長　お下ろしください。挙手全員です。よって議案第７号は、委員長報告のとおり可決されました。

追加日程第１議案第８号から追加日程第８議案第 15 号まで

○議長　ここで、執行部から追加議案８件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議案としたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり。）
○議長　全員ご異議なしと認めます。よって、議案第８号から議案第 15 号までを日程に追加し、追加日程第１から追加日程第８として議題とすることに決定しました。追加日程及び議案については、資料のとおりであります。
○議長　追加日程第１、議案第８号から追加日程第８、議案第 15 号までの８件を一括議題とします。
　まずはじめに、追加日程第１、議案第８号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。副町長。
○副町長（中野貴夫）　それでは、追加議案書の３ページをお願いいたします。議案第８号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。
　本案件は、国の人事院勧告に伴うもので、職員及び再任用職員の給料を月平均で 2.76%引き上げる給料表の改定をはじめ、期末勤勉手当の支給割合等の改定を行うものであります。
　主な改定内容につきましては、一般の職員につきましては、民間給与との較差がある 11,183 円、率にして 2.76%を解消するため、初任給をはじめ若年層に特に重点を置いた引き上げとなります。この改定により、一般職の大卒の初任給を、196,200 円から 220,000 円に 23,800 円、率にして 12.1%の増額。高卒の初任給を、166,000 円から 188,000 円に 21,400 円、率にして 12.8%の増額のほか、一般職の期末勤勉手当を合わせて、年間 4.50 月分から 4.60 月分に 0.10 月分引き上げる改定のほか、再任用に係る期末勤勉手当を、年間 2.35 月分から 2.40 月分に 0.05 月分引き上げるものです。
　それでは、議案書３ページの第 1 条の内容につきましては、議案書の 12 ページからの新旧対照表によりご説明いたします。
　まず、第８条の５の初任給調整手当につきましては、医師の初任給調整手当の限度額を、月額 41 万 5,600 円から 1,000 円引き上げて、41 万 6,600 円に改定するものです。
　次に、第 16 条の期末手当につきましては、現行における一般職の期末手当を、100 分の 122.5 とあるのは、６月に支給する場合には 100 分の 122.5、12 月に支給する場合には 100 分の 127.5 に、そして、定年前再任用短時間勤務職員、いわゆる再任用職員の期末手当につきましては、現行の 100 分の 68.75 とあるのは、６月に支給する場合には 100 分の 68.75、12 月に支給する場合には 100 分の 71.25 にそれぞれ改定するものです。

次に、13 ページにかかりますが、第 17 条の勤勉手当につきましては、現行における一般職の勤勉手当を、100 分の 102.5 とあるのは、６月に支給する場合には 100 分の 102.5、12 月に支給する場合には 100 分の 107.5 に、そして、再任用職員の勤勉手当につきましては、100 分の 48.75 とあるのは、６月に支給する場合には 100 分の 48.75、12 月に支給する場合には 100 分の 51.25 にそれぞれ改定し、併せて給料表につきましては、３ページからの別表第 1 行政職給料表、７ページからの別表第２医師給料表にそれぞれ改定するものであります。

なお、この条例は、11 ページの附則により、交付の日から施行し令和６年４月１日からの適用となります。

続いて、同じく 11 ページの第２条の内容についても、新旧対照表によりご説明いたしますので、議案書の 14 ページをお願いいたします。

まず、第 16 条の期末手当につきましては、６月に支給する場合には 100 分の 122.5、12 月に支給する場合には 100 分の 127.5 とあるのを、それぞれ 100 分の 125 に、そして、再任用職員については、100 分の 122.5 とあるのを 100 分の 125 に改定し、６月に支給する場合には 100 分の 68.75、12 月に支給する場合には 100 分の 71.25 とあるのを、100 分の 70 に改定するものです。

また、17 条の勤勉手当につきましては、15 ページにかかりますが、６月に支給する場合は 100 分の 102.5、12 月に支給する場合は 100 分の 107.5 とあるのを 100 分の 105 に、そして再任用職員につきましては、６月に支給する場合には 100 分の 48.75、12 月に支給する場合には 100 分の 51.25 とあるのを 100 分の 50 に改定するものです。

なお、この改定は 11 ページの附則により、令和７年４月１日からの施行となります。以上で説明を終わります。

○議長　次に、追加日程第２、議案第９号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長　引き続きまして、議案書の 16 ページをお願いいたします。議案第９号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案件は、国の人事院勧告に伴い、町長等の期末手当の率を改定するもので、特別職の期末手当を、年間 3.40 月分から 3.45 月分に 0.05 月分引き上げる改定です。

それでは、議案書の 16 ページの第１条及び第２条の内容につきましては、次ページの新旧対照表によりご説明いたします。

まず、上表の第 1 条中の第７条、期末手当につきましては、現行における町長等の期末手当を 100 分の 170 とあるのは、６月に支給する場合には 100 分の 170、12 月に支給する場合には 100 分の 175 にそれぞれ改定するものです。

次に、下表の第２条の令和７年４月１日以降に施行する第７条の期末手当につきましては、100 分の 122.5 とあるのを 100 分の 125 に改定し、６月に支給する場合には 100 分の 170、12 月に支給する場合には 100 分の 175 とあるのを、100 分の 172.5 に改定するものです。以上で説明を終わります。

○議長　次に、追加日程第３、議案第 10 号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長　議案書の 18 ページをお願いします。議案第 10 号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案件も、国の人事院勧告に伴い、議員報酬に係る期末手当の率を特別職と同じく、年間 3.40 月分から 3.45 月分に、0.05 月分引き上げる改定です。

それでは、議案書の 18 ページの第１条及び第２条の内容につきましては、次ページ以降の新旧対照表によりご説明いたします。

まず、19 ページの第１条中の第３条、期末手当につきましては、現行における議員報酬に係る期末手当を 100 分の 170 とあるのは、６月に支給する場合には 100 分の 170、12 月に支給する場合には 100 分の 175 にそれぞれ改定するものです。

次に、20 ページの第２条の令和７年４月１日以降に施行する、第３条の期末手当につきましては、100 分の 122.5 とあるのを 100 分の 125 に改定し、６月に支給する場合には 100 分の 170、12 月に支給する場合には 100 分の 175 とあるのを、100 分の 172.5 に改定するものです。以上で説明を終わります。

○議長　次に、追加日程第４、議案第 11 号、阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長　それでは、議案書の 21 ページをお願いします。議案第 11 号、阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案件は、国の人事院勧告に伴う職員等の給料表の改正に伴い、会計年度任用職員の給料表を、21 ページから 25 ページのとおり改正するものであります。

なお、この改定は 25 ページの附則により、令和７年４月１日からの施行となります。以上で説明を終わります。

○議長　次に、追加日程第５、議案第 12 号、令和６年度阿武町一般会計補正予算(第５回)について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長　それでは、議案書の 27 ページをお願いいたします。議案第 12 号、令和６年度阿武町一般会計補正予算(第５回)について、ご説明いたします。

まず、第１条第１項は、令和６年度阿武町一般会計の歳入歳出予算の総額に対して、今回の補正額は、1,370 万 3,000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、35 億 6,357 万 3,000 円とするものです。

また、第２項は、歳入歳出予算の款項の区分とその金額は、別冊補正予算書の第１表歳入歳出予算補正のとおりとするものであります。

なお、今回の補正予算につきましては、すべて先月の 29 日に閣議決定された人事院勧告によるもので、補正予算書の歳出における１款議会費から 10 款教育費までの科目においては、いずれも人件費に係る給料、職員手当等、共済費、及び特別会計の人件費に係る繰出金でありますので、ここでの説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

○議長　次に、追加日程第６、議案第 13 号、令和６年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第４回)について、執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(矢次信夫)　追加議案書の 28 ページをお願いします。議案第 13 号、令和６年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第４回)について、ご説明いたします。

今回の補正は、95 万 2,000 円を追加し、補正後の予算を５億 9,438 万 3,000 円とするものです。歳出につきましては、全て人勧等に伴う人件費の増額でございます。歳入につきましては、その財源といたしまして、一般会計から繰り入れをするものです。以上です。

○議長　次に、追加日程第７、議案第 14 号、令和６年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第２回)について、執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長　議案書 29 ページをお願いします。議案第 14 号、令和６年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第２回)について、ご説明いたします。

今回の補正は 37 万 7,000 円を追加し、補正後の予算を 5,021 万 3,000 円とするものです。こちらにつきましても、歳出につきましては、人件費等に伴う増額でございます。歳入につきましては、人件費の財源といたしまして、一般会計から繰り入れるものです。以上です。

○議長　次に、追加日程第８、議案第 15 号、令和６年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第２回)について、執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長　追加議案書の 30 ページをお願いします。議案第 15 号、令和６年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第２回)について、ご説明いたします。

今回の補正は 56 万 4,000 円を追加し、補正後の予算６億 3,752 万円とするものです。こちらにつきましても、歳出については、人勧等に伴う人件費の増額です。歳入につきましては、一般会計から財源として繰り入れるものです。以上です。

○議長　以上で、議案説明を終わります。以上の議案第８号から 15 号までの８件については、直ちに議場にて審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長　異議なしと認めます。それでは質疑に入ります。質疑は一括して行います。ただ今の執行部の説明に対する質疑はありませんか。

（「なし」という声あり。）

○議長　質疑なしと認めます。

○議長　続いて、討論に入ります。討論も一括して行います。一括して討論はありませんか。

（「なし」という声あり。）

○議長　討論なしと認めます。

○議長　これより採決を行います。採決は１議案ごと行います。

まず、議案第８号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長　全員ご異議なしと認めます。よって、議案第８号は、原案のとおり可決されました。

○議長　次に、議案第９号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長　全員ご異議なしと認めます。よって、議案第９号は、原案のとおり可決されました。

○議長　次に、議案第 10 号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長　全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

○議長　次に、議案第 11 号、阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長　全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

○議長　次に、議案第 12 号、令和６年度阿武町一般会計補正予算(第５回)についてお諮りします。採決の方法は挙手により行います。

本案について、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長　お下ろしください。挙手全員です。よって、議案第 12 号は可決されました。

○議長　次に、議案第 13 号、令和６年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第４回)についてお諮りします。

本案について、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長　お下ろしください。挙手全員です。よって、議案第 13 号は可決されました。

○議長　次に、議案第 14 号、令和６年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第２回)についてお諮りします。

本案について、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長　お下ろしください。挙手全員です。よって、議案第 14 号は可決されました。

○議長　次に、議案第 15 号、令和６年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第２回)についてお諮りします。

本案について、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長　お下ろしください。挙手全員です。よって、議案第 15 号は可決されました。以上で採決を終わります。

○議長　ここで全員協議会のため、暫時休憩します。委員会室へ移動をお願いします。全員協議会は 10 時から行います。

休　　憩　　９時４５分 ～ １０時１５分

全員協議会　１０時００分 ～ １０時１５分

○議長　それでは、全員協議会のための休憩を閉じて、会議を再開します。

ここで閉会に先立ち、町長があいさつを行います。町長。

○町長　令和６年第４回阿武町議会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

まずは、今定例会にご提案申し上げました、追加議案を含めての 15 議案に

つきまして、原案どおりご議決いただきまして、誠にありがとうございました。

さて、開会のあいさつでも申し上げましたが、今年は、本町においては、大きな自然災害などがなく、比較的平穏な一年であったように思います。

一方で、世界に目を向けてみますと、止むことのない戦争や地域紛争、また、一昨日は、日本被団協の田中熙巳さんが、ノルウェーのオスロのノーベル平和賞の授賞式のスピーチで、「人類が核兵器で自滅することがないように、また核兵器も戦争もない世界の人間社会を求めて共にがんばりましょう。」と訴えたわけですが、核兵器の削減は遅々として進まず、また、核兵器や各種の弾道ミサイル、あるいは巡航ミサイルなどの兵器の開発競争も激化しており、世界は、危機的といった状況であるといっても過言ではないというふうに思っております。

また、我が国においても、元旦早々の能登半島での大地震にはじまり、各地域で台風や大雨などの自然災害が頻発した年でもありました。

また、国政においては、補正予算も本日衆議院を通過するようでありますが、少数与党の石破内閣は、今後とも厳しい政権運営が続くものと思われますが、与野党共に節度ある政策論争であってほしいと願っているところであります。

こうした中、今議会定例会では、議員各位から一般質問をはじめ、多くのご質疑や、貴重なご提言もいただきました。

今、本町が直面している具体的かつ最大の課題は、町営の診療所等複合施設の早期の建設であり、ＡＢＵファクトリーパークの整備であり、新たな分譲宅地の整備であり、障がい者グループホームの建設であります。

また、少子化対策、定住対策、空き家対策、各種福祉施策等については、さらに充実する必要がありますし、今回は、小中学生の基礎学力の向上という新たな課題に取り組むことも表明をさせていただいたところであります。

そして、これら各種の課題の解決、また地方創生 2.0 という言葉もありますが、新たな視点での第２フェーズでの地方創生をしっかりと成し遂げるためには、私は私の政治信条の打てば響く、町民の一人ひとりに寄り添うまちづくりを旨に、議員各位の、さらには町民のみなさんのご理解を得ながら、真に町民の為になる施策をしっかりと、先頭に立って進めて参る所存であります。

年が替われば、３ヶ月もすれば 2025 年度、令和７年度に入るわけでありまして、現在、新年度予算編成にも取り組んでいるわけでありますが、私は、本会議において、市原旭議員の一般質問にお答えする形で、今後とも町の多くの課題の解決の為に、先頭に立って汗をかきたいということを申し上げ、次期町長戦挙への出馬表明とさせていただきました。

議員各位におかれましては、どうか今後ともご支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

縷々申し上げましたが、議員各位とお会いするのは、今年は今日が最後かも

しれません。みなさんの、この１年間のご厚情に対し、心から感謝申し上げますともに、輝かしい新年を、ご家族お揃いでお迎えになられますようご祈念申し上げまして、今期定例会の閉会にあたっての私からの、お礼のあいさつとさせていただきます。今年１年大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長　以上で町長のあいさつを終わります。

○議長　閉会にあたり、私からも一言ごあいさつを申し上げます。

12 月５日から本日までの８日間での阿武町議会第４回定例会も、議員各位の積極的な審議のおかげをもちまして、会期日程どおり、本日閉会の運びとなりました。お礼申し上げます。

今期定例会でも多くの一般質問において、質問や提言がありました。執行部におかれましては、それらをよく吟味していただいて　明日からのまちづくりに生かしてもらえたらなと思っております。

議会は、町民のみなさんの安全安心な生活や福祉に直結する、大変重要な役割があります。町民の負託に応えていくために、議員各位には、今後のご尽力をいただきたいと思っております。議員各位におかれましては、今から年末年始を迎え、ご多忙な毎日が続くものと思われますが、年明けには消防出初式の行事もあります。どなたも健康管理には十分配慮されまして、ご家族お揃いで、健やかに令和７年の新春をお迎えになられますことを願っているところです。

みなさま方の更なるご活躍とご多幸を心から願いまして、甚だ簡単ではございますが、令和６年 12 月定例会の閉会のごあいさつといたします。１年間お疲れさまでした。

○議長　以上で、12 月５日から本日までの８日間の全日程を終了しました。

これにて、令和６年第３回阿武町議会定例会を閉会します。　全員ご起立をお願いします。一同礼、お疲れさまでした。

散会　１０時２６分

地方自治法第 123 条第２項の規定により署名します。

阿武町議会議長　　末　若　憲　二

阿武町議会議員　　上　村　萌　那

阿武町議会議員　　白　松　靖　之